

平成二十九年十一月十四日受領
答 弁 第 一 六 号

内閣衆質一九五第一六号

平成二十九年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書の管理に関するガイドラインの見直しに伴う保存期間一年未満の行政文書の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書の管理に関するガイドラインの見直しに伴う保存期間一年未満の

行政文書の扱いに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「保存期間一年未満の行政文書」の取扱いについては、内閣府において、公文書等の管理に関して優れた識見を有する公文書管理委員会の委員の意見を踏まえながら、行政文書の管理に関するガイドライン（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定）の見直しについて検討を進めているところである。